

第4次八千代市公共交通運行継続支援金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、原油価格を始めとする物価高騰の影響を受けながらも、公共交通に関する事業を営む者に対して事業の継続を支援し、市民生活や経済活動を支える公共交通網の維持を図るため、予算の範囲内において、第4次八千代市公共交通運行継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) タクシー事業者 法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営む者（福祉輸送事業のみを営む者を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 市内に停留所を有する路線バス事業者
- (2) 市内に本店又は営業所を有するタクシー事業者
- (3) 市内に住所を有する個人のタクシー事業者

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 前条第1号に掲げる交付対象者 別表第1に掲げるバスの路線数に350,000円を乗じて得た額
- (2) 前条第2号に掲げる交付対象者 別表第2に掲げるタクシーの台数に75,000円を乗じて得た額
- (3) 前条第3号に掲げる交付対象者 75,000円

(交付申請等)

第5条 支援金の交付の申請及び請求は、第4次八千代市公共交通運行継続支援金交付申請書兼請求書(第1号様式)により行うものとする。

2 前項の申請は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し

(2) タクシー事業者については、法人にあっては法人所在証明書その他の市内に本店又は営業所があることが分かる書類の写し、個人にあっては運転免許証その他の本人確認書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、令和6年6月30日までに行わなければならない。

4 第1項の申請は、同一の事業者について1回限りとする。

(決定通知)

第6条 支援金の交付の可否の決定の通知は、第4次八千代市公共交通運行継続支援金交付決定(却下)通知書(第2号様式)によるものとする。

(支援金の交付決定の取消し)

第7条 市長は、交付対象者が支援金を虚偽の申請その他不正な行為により支援金の交付決定を受け、又はこの要領若しくは法令に違反したときは、支援金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しに関し、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年1月12日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

3 交付対象者が支援金を虚偽の申請その他不正な行為により支援金の交付決定を受け、又はこの要領若しくは法令に違反したときの交付決定の取消し及び支援金の返還については、第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、同

項に規定する日後も、なおその効力を有する。